

お申し込みの前に必ずお読みください

下記は募集型企画旅行「旅行条件書」の要約です。
詳しい旅行契約条件を記載した書面をお渡しいたしますので、ご確認の上お申し込みください。

1. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

- 当社は窓口のほか、電話その他の通信手段によるお申し込みを承ります。
- 旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までに全額をお支払いいただきます。
- 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金または旅行代金全額を受領したときに成立するものとします。

2. お申込み条件

- 20才未満の方は親権者の同意書が必要です。中学生以下の方は保護者の同行が条件となります。
- a. 身体に障がいをお持ちの方 b. 健康を害している方 c. 妊娠中の方 d. 食物アレルギーをお持ちの方その他特別な配慮を必要とする方はその旨をお申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客さまからのお申出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とします。

3. お客さまによる取消・変更

旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には次に定める取消料をお支払いいただきます。また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

お取消し・変更等は営業時間内にお電話にてご連絡ください。

	20~11日前 まで	10~8日 前まで	7~2日前 まで	前日	当日	出発後
日帰り	無料	20%	30%	40%	50%	100%

4. 最少催行人員

特に明記するものを除き20名です。

5. 当社による旅行契約の解除及び払い戻し

お客さまの人数が最少催行人員に満たないときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前（日帰り旅行は3日目に当たる日より前）に旅行中止を通知し、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払い戻して、旅行契約を解除いたします。

6. お客さまの責任

お客さまは、旅行開始後において、旅行サービスを円滑に受領するため、万が一パンフレット等に記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

7. 特別補償

当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）の別紙特別補償規程により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体又は手荷物の上に被られた一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

8. 旅程保証

当社は別途定める契約内容の重要な変更が生じた場合、旅行代金に「規定の率」を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに対し支払います。

9. 個人情報の取扱い

当社は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために必要な範囲内で利用させていただきます。そのほか、より良い旅行商品の開発や、旅行商品のご案内をお客さまにお届けするために、お客さまの個人情報を利用させていただくことがあります。

10. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2024年12月1日を基準としています。また、旅行代金算出の基準日は、本誌発行日です。

旅行企画・実施：関越交通株式会社
群馬県渋川市石原303-1
(群馬県知事登録旅行業 第2-382号)
(一社) 全国旅行業協会正会員
旅行取扱管理者 萩原侑果

旅行取扱管理者とは、お客さまのご旅行を取扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行契約に関してご不明な点があれば、ご遠慮なく取扱管理者にお尋ねください。